

神戸市上下水道事業審議会規則

昭和57年9月20日

規則 第68号

改正 平 8.4.1 規則 7, 平 12.9.26 規則 42, 平 19.3.27 規則 63,
平 26.3.31 規則 48

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）第2条の規定に基づき、神戸市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

第3条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(専門部会の設置)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、専門部会を設けることができる。

2 専門部会は、会長の指名する委員及び臨時委員で組織する。

- 3 専門部会に部会長を置き，部会長は，専門部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 部会長は，当該専門部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは，当該専門部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が，その職務を代理する。
- 6 審議会は，その定めるところにより，専門部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。
- 7 前2条の規定は，専門部会について準用する。

(参与)

第9条 審議会に参与を置き，市会議員のうちから市長が委嘱する。

- 2 参与は，会議に出席し，審議事項に関して意見を述べる。
- 3 参与の任期は，市会議員の職にある期間とする。

(幹事及び書記)

第10条 審議会に幹事及び書記を置き，市職員のうちから市長が任命する。

- 2 幹事は，会長の命を受けて，会務を処理する。
- 3 書記は，上司の命を受けて，庶務に従事する。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は，水道局及び建設局において処理する。

(施行の細目)

第12条 この規則に定めるもののほか，議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は，会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は，昭和 57 年 9 月 20 日から施行する。

(下水道事業審議会規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は，廃止する。

(1) 神戸市下水道事業審議会規則(昭和 41 年 12 月規則第 46 号)

(2) 神戸市水道事業審議会規則(昭和 49 年 6 月規則第 65 号)

附 則(平成 8 年 4 月 1 日規則第 7 号)抄

(略)

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 48 号)

この規則は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。